

概要版

3 教総総第 905 号
令和 3 年 7 月 8 日

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司
(公印省略)

緊急事態宣言下に伴う都立学校の対応について (依頼)

(略)

本日、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は7月12日から8月22日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

都立学校においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による若年層への感染リスクが高いことを踏まえ、下記のとおり、学校や家庭での感染症対策を一層徹底してください。特に、部活動や学校内外での飲食等による感染事例が見られていることから、マスクの着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅など、児童・生徒等への感染症対策の指導をお願いします。夏季休業期間においても、日中も含めた不要不急の外出・移動自粛、友達と会食しないなど、児童・生徒等への感染症対策の指導とともに、保護者の皆様への周知もお願いします。児童・生徒等へ指導を行う教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

2 時差通学・オンラインの活用等

高等学校、中等教育学校及び附属中学校においては、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を徹底するとともに、短縮授業、オンラインを活用した分散登校など、各学校において、感染症対策を徹底した教育活動を実施する。

3 児童・生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット (マスクの着用)
- 毎朝検温、健康観察 (体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養)
- 登校時の健康チェック (登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認)
- 教室等における密集の回避 (児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保)
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置 (校内環境の管理)
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 学習活動について

○感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

○全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場や定期演奏会等の実施は可能とし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総第2566号添付の別紙1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙2「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合には、別紙1を所管の学校経営支援センターに提出する。

○大会等参加中は、保護者との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

○定期演奏会等開催のための準備に卒業生や保護者は参加させず、また、開催に当たっては、無観客による映像収録やオンライン配信とするなどの工夫を行う。

○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話はしない。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

(4) 学校行事について

○児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。ただし、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。

○修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、延期又は中止とする。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
(黙食の徹底)

- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- (6)放課後や休日、夏季休業日における感染症予防策及び生活指導の徹底
 - 放課後は速やかに帰宅する。
 - 日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
 - 繁華街やカラオケ、ゲームセンター等に行かない。
 - 友達の家で遊ばない。
 - 友達と会食しない。
 - 旅行しない。
 - 食事中は会話をしない。
 - 不要なアルバイトは控える。

4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

- (1) 家庭における感染症予防策の徹底
 - 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。
 - 繁華街に外出しない。
 - 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
 - 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
 - 十分な換気
 - 手が触れる場所などの消毒

（略）

7 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

（略）

（担当）

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

指導部特別支援教育指導課

都立学校教育部特別支援教育課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【ガイドラインについて】

総務部教育政策課

【その他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症

対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）